

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	南九州市 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南九州市長

## 公表日

令和8年2月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <p>①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会            ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会            ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会            ④医療保険情報の照会            ⑤年金情報の照会</p> <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①障害手帳交付に関する事務            ②療育手帳交付に関する事務            ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務            ④自立支援給付関係事務            ⑤障害者福祉サービス関係事務            ⑥障害児童通所関係事務            ⑦地域生活支援事業関係事務            ⑧特別障害者等手当関係事務            ⑨重度心身障害者医療費助成事務</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。</li> <li>・これにより、医療機関等において公費医療費助成の有効な資格を確認する際、従来の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末等に利用することにより、公費医療費助成の資格確認が行うことが可能となる。</li> </ul>
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身障害者医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub (PMH)、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳情報ファイル、受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 8、9、20、21、21の2、22、50、51、67、107の項 条例制定(番号法第9条第2項) <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る法令上の根拠> 番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、14、15、16、18、19、20、29、37、38、39、40、41、42、48、49、75、77、81、91、92、93、108、119、144、145、146 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け個人番号の申請確認を原則とし、申請者からマイナンバーを得られない場合は基本4情報又は3情報による住民基本台帳の確認を行っており遵守している。 このようなことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[    ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	個人情報が含まれるパソコンのログインは生体認証であり、システムや保存フォルダはアクセス制限を設定している。 このようなことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月1日	I-5-②所属長	福祉課長 山脇 勝次	福祉課長 網屋 多加幸	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 網屋 多加幸	福祉課長 松清 浩一	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	福祉課長 松清 浩一	福祉課長	事後	
平成31年4月22日	IV リスク対策		9項目の追加	事後	
令和4年5月16日	I-4-②	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 16,56の 2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16,56の 2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	事後	番号法の改正
令和6年4月24日	I-5	①福祉課 ②福祉課長	①福祉健康課 ②福祉健康課長	事後	
令和6年4月24日	I-1-②		⑨重度心身障害者医療費助成事務	事前	
令和6年4月24日	I-1-③	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
令和7年6月5日	I-3	別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項	別表 8、9、20、21、21の2、22、50、51、67、107の項	事後	番号法の改正
令和7年6月6日	I-4-②	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16,56の 2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、14、15、16、18、19、20、29、37、38、39、40、41、42、48、49、75、77、81、91、92、93、108、119、144、145、146	事後	番号法の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月7日	I-1-②	⑨重度心身障害者医療費助成事務	⑨重度心身障害者医療費助成事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・これにより、医療機関等において公費医療費助成の有効な資格を確認する際、従来の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末等に利用することにより、公費医療費助成の資格確認が行うことが可能となる。	事前	PMH活用に伴う変更のため
令和7年11月7日	I-1-③	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身障害者医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身障害者医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH活用に伴う変更のため
令和7年11月7日	I-3	番号法第9条第1項 別表 8、9、20、21、21の2、22、50、51、67、107の項 条例制定(番号法第9条第2項)	番号法第9条第1項 別表 8、9、20、21、21の2、22、50、51、67、107の項 条例制定(番号法第9条第2項) <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る法令上の根拠> 番号法19条6号	事前	PMH活用に伴う変更のため
令和7年11月7日	I-4-②	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、14、15、16、18、19、20、29、37、38、39、40、41、42、48、49、75、77、81、91、92、93、108、119、144、145、146	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、14、15、16、18、19、20、29、37、38、39、40、41、42、48、49、75、77、81、91、92、93、108、119、144、145、146 番号法第19条第9号	事前	PMH活用に伴う変更のため
令和8年2月3日	I-1-③	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身障害者医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当、重度心身障害者医療費助成)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)、窓口支援システム	事前	